

第 14 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和2年3月、川口市) に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条及び第8条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見が1通提出された。その意見の概要は、表14-1に示すとおりである。

表 14-1 意見の概要

項目	頁	意見の概要
対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-2-39	<p>今回の事業地に隣接する草加のあやせ新栄ビオトープは、埼玉県の水辺100選で選ばれ、隣接するトンボ池・バードサンクチュアリとともに、地域住民により定期的に管理・作業が行われている場所であり、希少動植物が生息・生育している。</p> <p>しかし、「(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」に、その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設として、市民団体や子供たちが自然保護をしている「あやせ新栄ビオトープ」や「綾瀬の森」が含まれていない。</p> <p>この2つの場所に対して自然に対する環境影響調査をすべきであり、配慮する施設に上記2か所を加えるよう要望する。</p>